

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

本則関係

- 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十四号）…………… 1

附則関係

- 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（附則第二条関係）…………… 2
- 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（附則第三条関係）…………… 3
- 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）（附則第四条関係）…………… 4
- 国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号）（附則第五条関係）…………… 5

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を次のとおり指定する。</p> <p>大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市 福岡市 広島市 仙台市 千葉市 さいたま市 静岡市 堺市 新潟市 浜松市 岡山市 相模原市 熊本市</p>	<p>地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を次のとおり指定する。</p> <p>大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市 福岡市 広島市 仙台市 千葉市 さいたま市 静岡市 堺市 新潟市 浜松市 岡山市 相模原市</p>

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>第四十五条の二 法第五十九条の四第一項の政令で定める市は、横須賀市及び金沢市とする。</p>
<p>現行</p>	<p>第四十五の二 法第五十九条の四第一項の政令で定める市は、横須賀市、<u>金沢市及び熊本市</u>とする。</p>

改 正 後	現 行
<p>（法第七百一条の三十一第一項第一号ハの市）            第五十六条の十五 法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で指定する市は、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市とする。</p>	<p>（法第七百一条の三十一第一項第一号ハの市）            第五十六条の十五 法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で指定する市は、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市とする。</p>

○ 地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市を次のとおり指定する。</p> <p>宇都宮市 金沢市 岐阜市 姫路市 鹿児島市 秋田市 郡山市 和歌山市 長崎市 大分市 豊田市 福山市 高知市 宮崎市 いわき市 長野市 豊橋市 高松市 旭川市 松山市 横須賀市 奈良市 倉敷市 川越市 船橋市 岡崎市 高槻市 東大阪市 富山市 函館市 下関市 青森市 盛岡市 柏市 西宮市 久留米市 前橋市 大津市 尼崎市 高崎市</p>	<p>地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市を次のとおり指定する。</p> <p>宇都宮市 金沢市 岐阜市 姫路市 熊本市 鹿児島市 秋田市 郡山市 和歌山市 長崎市 大分市 豊田市 福山市 高知市 宮崎市 いわき市 長野市 豊橋市 高松市 旭川市 松山市 横須賀市 奈良市 倉敷市 川越市 船橋市 岡崎市 高槻市 東大阪市 富山市 函館市 下関市 青森市 盛岡市 柏市 西宮市 久留米市 前橋市 大津市 尼崎市 高崎市</p>

○ 国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		別表（第二条関係）
九州圏	(略)	別表（第一条関係）
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 北九州市 福岡市 熊本市	(略)	
現 行		
九州圏	(略)	別表（第一条関係）
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 北九州市 福岡市	(略)	